資料1

期間拘束・自動更新付契約について

平成26年8月29日 事 務 局

ICTサービス安心・安全研究会における中間取りまとめの概要

課題

▶ 利用者が契約期間に拘束がないプランを選択している場合には、費用負担なく契約を解約することができるが、他方で、利用者が料金割引のために契約期間に拘束があるプランを選択している場合には、一律に契約解除料が発生するため、契約を解約することが実質的に制限されてしまうため、問題ではないかとの指摘があった。

ICTサービス安心・安全研究会における中間取りまとめ

- 期間拘束・自動更新付契約について、少なくとも、期間拘束付プランに関する利用者の認識が 十分でないことや更新月の周知について、一部の携帯電話事業者によるプッシュ型通知が デフォルトで送付されていないこと等を踏まえ、利用者の契約意思を確実に確認できるよう、提供 条件の説明方法や更新月のプッシュ型通知の方法について、改良の方法がとられることが必要。
- その上で、期間拘束・自動更新付契約の解約の在り方については、本研究会の枠組みの下で、 期間拘束・自動更新付契約について、多角的に情報収集を行い、事業者の対応も踏まえつつ、 引き続き検討を行うことが適当。

- 期間拘束・自動更新付契約に関する利用者の契約意思を、確実に確認できるようにするための 提供条件の説明方法、更新月のプッシュ型通知の方法として、どのような改良が可能か(プッ シュ型通知のデフォルトでの送付が必要か。通知文において期間拘束契約が自動更新される旨 や、契約解除料について明確に説明されることが必要か。)
- 契約拘束期間における環境や事情の変更に係る利用者の予見可能性や認知能力に一定の限界があることを踏まえ、
 - 期間拘束付契約に自動更新がセットとなっていること、
 - 契約解除料が発生せずに解約できる期間が1ヶ月に限られていること、
 - 長期間利用した場合でも更新月以外には一律の契約解除料が発生することについてどう考えるか。
 - ※契約解除料が発生せずに解約できる期間に解約 したとしても、当該月の利用料金が日割りではなく1ヶ月分生じることがあることについてどう考えるか。
- 契約解除料に係る利用者と事業者の間の費用分担の在り方についてどう考えるか
 - ※現在、契約解除料について、消費者契約法に基づく訴訟が行われていることに留意
- 一律に費用分担を定めることが困難な場合において、利用者の苦情・相談を効果的に解決する ための具体的な仕組みについてどう考えるか。

(参考)契約解除料に関する第2審判決の比較

ソフトバンクモバイル(平成25年7月大阪高裁) NTTドコモ(平成24年12月大阪高裁判決) au(平成25年3月 大阪高裁判決) 「平均的損害」(消費者契約法9条1号)の範囲 民法416条を前提としつつ、そこで生ずる損害を、 債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を 民法第416条を制限するものと解すべき(※2) 基本使用料金の中途解約時から契約期間満 当該事業者が締結する多数の同種契約について 定める民法416条が前提(※1) 定型化した基準と解するのが相当であり、民法 損害賠償の範囲は、契約が履行された場合に 了時までの累積額(≒逸失利益)は、「平均的 416条の「通常生ずべき損害」と同義であって、事 事業者が得られる利益(逸失利益)の賠償とす な損害」の算定の基礎とはせず、基本使用料 業者の営業上の利益(逸失利益)が含まれると解 べきであり、「平均的損害」は、解約に伴う逸失 金の割引開始から中途解約時までの累積額を 利益から解約に伴い事業者が支出を免れた費 「平均的損害」算定の基礎とすべき すべき。 「平均的な損害」とは同一事業者が締結する多数 用を控除した額 の同種契約事案について類型的に考察した場合 に算定される平均的な損害の額 「平均的損害」の算出方法 1か月当たりの平均1契約当たりの営業上の損失 平成21年度以降のARPUの平均値(5014円)、 契約条件を受け入れる顧客に限って安い割引 (平均的収入(ARPU)から変動コストを控除した 解約に伴い事業者が支出を免れる費用(ARPU 後基本使用料を提示しているため、標準基本 額)に、解除後の平均残存期間を乗じて得られる の20%相当額)を勘案し、1か月あたりのの逸失 使用料金と割引後基本使用料金との差額を損 金額である4万7689円が平均的な損害に当たると 利益を4000円と算定 害とすべき(=1837円) 消費者契約法9条1号の趣旨によれば、消費 いうべき。 「平均的損害」の額は、(第1審判決のように) 当事者が設定した区分を裁判所がさらに月単 者を総体的に捉え、解除の時期を問うことなく 位に細分化することを認める趣旨であるとは解 算出することが可能(中途解約までの平均経 されず、時期等により同一区分に分類される同 過月数は13.5か月) 種の契約における違約による損害の平均値を 「平均的損害」の額は、1837円×13.5か月(中 求めることによって算出すべき(※3) 途解約までの平均経過月数)=2万4799円で ※3 解約までの平均的期間(11.59か月間)等から、ARPU あり、違約金の額9975円はこれを下回るもので 5000円として支出を免れる経費(ARPUの15-20%)を控除 あるから、解約金条項に定める金額は妥当 し、12.41か月(残余時間)を乗じた金額が4万9640円。 契約の更新後についての「平均的損害」の考え方

● 「平均的損害」の算出方法も、更新前と同様の考え方とすべき

事業者からの提供条件の説明について(法10条関係)

消費者は基本使用料金の割引を受けており、解約権に制限を受けることに見合った対価であり、一方的に不利益なものではなく、事業者側は解約金条項に ついて自動更新となる旨も含め明確に説明していることからも、法10条に該当せず。

^{※1} 民法416条は、債務の不履行による損害賠償の範囲について「通常生ずべき損害」とし、通常、逸失利益を含むものと解される。 ※2 特定商取引法、割賦販売法等が、役務提供等の履行前の解除について、契約締結及び履行に通常要する費用を超える額の金銭の支払いを請求できないとすることを勘案し、解釈。

- 〇消費者契約法(平成12年法律第61号)
 - (消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)
- 第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。
 - 一 当該消費者契約の解除に伴う<u>損害賠償の額を予定</u>し、又は<u>違約金を定める条項</u>であって、これらを合算した額が、<u>当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と</u>同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
 - 二 (略)

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法 (明治三十二年法律第四十八号) その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用 による場合に比し、<u>消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、</u> 民法第一条第二項 に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。